

## 藤原定頼、妻子を置き去りにして実家に帰る

—『小右記』万寿二年（一〇二五）八月二十四日条の解釈—

はじめに

下向井 龍彦

藤原定頼（九九五〜一〇四五）は四条大納言公任の長男、能書家にして中古三六歌仙の一人に数えられ、管弦にも長じた父譲りの多才の人である。『大鏡』（第二巻 太政大臣頼忠廉義公）に「左大弁定頼の君、わか殿上人の中に、心あり、歌なども上手にておはすめり」とあり、また道長からは皮肉を込めながらも「才能太賢」「博雅・文筆・管弦者」とその才気を高く評価されている。『後拾遺和歌集』以下勅撰集に四六首も入集しており、私家集に『定頼集』がある。『小倉百人一首』（六四番）に、

朝ぼらけ 宇治の川霧 絶え絶えに あらはれわたる 瀬々の網代木

〔『千載和歌集』冬四一九〕

が収められている。

『十訓抄』（第三の一）に載せられた和泉式部の娘小式部内侍とのエピソードは有名である。母和泉式部が丹波守として赴任した夫藤原保昌とともに丹波国にあつたとき、小式部はある歌合わせに召されることになった。小式部の歌はすべて母の代作という噂がひろまっていたことから、中納言定頼が小式部の部屋の前を「丹波へ遣わした使いは帰ってきましたか。さぞ待ち遠しいことでしょうね」と冷やかしながら通り過ぎようとした。すると小式部は御簾から出てきて定頼の袖をつかみ、

大江山 いく野の道の 遠ければ まだふみもみず 天の橋立

と詠み掛けた（『金葉和歌集』雑上五四三 『小倉百人一首』六〇番）。

これほどの歌を即興で詠む小式部の才に恐れをなした定頼は返歌もできず、つかまれた袖をふりほどいて逃げ出したという。

能書家としては、たとえば長和五年（一〇一六）十月二日、文章道の大家式部大輔藤原広業が作った、道長が左大臣・准三宮を辞する上表文を書写したのは、当時右中弁・中宮権亮（中宮は道長女妍子）定頼であり、それを道長は「其書様甚以美也」と絶賛している（『御堂関白記』）。道長は後述するとおりにしばしば宮廷社会での定頼の評判を貶める罵声を浴びせているが、能書家としての彼を高く評価していたのである。権中納言だった長久三年（一〇四二）正月二十二日には、「殿舎額賞」によって正二位に昇叙している（『公卿補任』）。

本稿は、これまで婚姻史（離婚史）で取り上げられたことがある、定頼が妻子を置き去りにして実家四条宮に帰住したことを語る『小右記』万寿二年（一〇二五）八月二十四日条を厳密に解釈することによって、家族史または婚姻史に一つの事例を提供しようとするものである。

### 一 定頼の結婚、舅宅での同居、そして妻子を置き去りに実家帰住

定頼は、一六歳の寛弘七年（一〇一〇）、正五位下右少将のとき、道長嫡妻倫子の甥で道長家家司、四位下左少将源济政（？〜一〇四一）女のもとに通っていた。九月五日、二人は正式に結婚したが、このとき倫子は次の記事に見るとおり、甥济政の女にお祝いとして蘇芳の枕と薫香入りの銀小箱を送っている。

济政朝臣家定頼来通、女方蘇芳枕一面・銀小管一双入薫香送、

〔『御堂関白記』寛弘七年十一月五日条〕

結婚より三箇月あまり前の七月二十九日、雨天のなか決行された相撲召合において、取組の途中に雨がやんだので、それぞれ左右少将として

相撲の運営にあたっていた濟政と定頼は、一緒に雨除けの張筵を外している（『御堂閑白記』）。左右少将として、相撲・競馬・賭射などの運営を一緒にするなかで、また殿上人としてともに宿直・陪膳に奉仕するなかで、親子ほどの年の差のある二人は、管弦を嗜む同好の士として親交を深め、濟政は定頼を婿とすることを望んだのかもしれない。森本元子氏は「音楽の名手であった公任を父とし、自身も笛をよくした定頼が、濟政女と結婚するについては、その方面のゆかりが十分考えられてよい」とする。長和五年（一〇一六）三月二日、石清水臨時祭祭使に道長息三位中将能信が定められ、舞人と伴奏をする陪従が選ばれたが、殿上四位の陪従として讚岐守濟政・右中弁定頼の舅婿が選ばれた（『小右記』）。摂政道長のはからいによるものである。定頼を疎んじながらも、祭使能信の華やかさを彩る陪従に管弦の才ある濟政・定頼の舅婿を抜擢したのである。

濟政女と結婚した定頼は、濟政宅に同居した。婚姻史という純招婿婚のかたちである。長和五年六月、金峯山詣のための御嶽精進中に重病に陥った定頼の父権大納言公任は、参詣を諦め、七月一日、療養のため「讚岐守濟政宅」に渡った。前日、公任家家司は実資邸に来て、公任が「右中弁定頼宅」に移ることを伝えている（『小右記』六月二十八日条、三十日条）。濟政宅は同時に定頼宅でもあり、定頼が濟政と同居していたことがわかる。また公任・濟政の両家が親密な関係であったこともうかがわれる。

寛仁元年（一〇一七）八月三日には中宮妍子が濟政宅に行啓し、濟政婿定頼が行啓賞として正四位下に加階された。『左経記』三日条には、

右中弁夜部被叙正四位下、是自讚岐守宅、中宮遷一条殿、依因縁家主所讓其實也云々、

とあり、濟政への勲賞が婿定頼に譲られたものであった。ここにも舅と婿の良好な関係が見て取れる。寛仁二年には、濟政宅で男子（経家）が生まれた。定頼は婿として濟政宅で平穏な日々を過していたのである。森本元子氏は、「この妻のもとで平和な家庭生活が営まれていたと想像され」る、「定頼の通った女性性は二、三にとどまらないとはいっても、妻と定めた人は、長子経家の母であり、おそらく女子二人の母でもある濟政女ひとりだった」、「この妻は『定頼集』他撰本では『うへ』とよばれている」、とする。柏木氏は、二人の仲睦まじさが想像される一首として、「いとあかうしもあらぬ月に、きくのいとしろう見ゆるを、うへの帳のまへにふしたまへるを、やとおこしきこへ給けるを、おきたまはざりければ」という詞書がある、「あづさゆみをしひきしつつ よもすがらややといへども いる人もなし」、をあげる。

しかし、結婚して一五年が過ぎた万寿二年（一〇二五）八月、三一歳になつていた参議左大弁定頼は、妻子（経家は元服前の八歳）を濟政宅に置き去りにしたまま父公任の住む実家四条宮に帰つたのであった。

この時のことを『小右記』は詳しく記している。

晩頭按（藤原公任） 察立寄談話之間時刻多廻、左大弁去本処可住四条宮、焼亡（藤原公任）之後無可然之屋、亦有三間廊、可住件廊者、但不可具妻子、濟政為（藤原公任）大弁鎮多不義、亦有無面目之事等、不可制止、所陳有理、諸人普外聞歎、無誹誘歎、

（『小右記』万寿二年八月二十四日条）

八月二十四日の宵の口、権大納言公任が実資邸を訪れ、二人は何時間も話し込んだ。公任は実資に、「実は定頼が舅の濟政宅を出て我が家の四条宮に帰ってくるようになった。我が家は火事のあと、定頼を住まわせ

る適当な建物がないのだが、三間廊が焼け残っているのとおりあえずあそこに住ませようと思っている。ただし妻子を連れて帰ることはできない」と語った。

ここまでの解釈はこんなところであろう。問題は、妻子と別居するにいたった原因について記した続く傍線部の記事をどう解釈するかであるが、その解釈如何は、「不可具妻子」をどう解釈するかとも連動している。妻子を連れて帰らないのが定頼の意思なのか、それとも済政の意思なのか、あるいは公任の意思なのか。この論点についてはつとに、女性史・婚姻史研究の草分けである高群逸枝氏が取り上げている。

高群氏<sup>⑤</sup>は本記事を、平安時代の「純婿取婚」段階において、婚姻が破綻して男が妻家を出る事例としてとりあげ、定頼は舅済政と事があつて舅家を去つて実家四条宮に帰つてきたが、父公任が妻子を伴つてはならないと申し渡した、と解釈し、この事例をもつて、離婚して男が妻家を離去するときには妻子を置き去りにし、単身で出ることが原則的で穏当なこととされていた、と一般化したのであつた。父公任は当時の社会通念にしたがつて、妻子の随伴を禁じた、というのである。離婚の原因は舅済政と婿定頼との間に何かトラブルがあつたこと、妻子との別居（定頼の単身帰住）は当時の社会通念にもとづく父公任の指示による、ということである。舅と婿のトラブルの内容にまでは踏み込んでいない。

それに対して栗原弘氏<sup>⑥</sup>は、定頼の妻家済政宅での結婚生活は「一時的妻方居住」であり、一五年間の妻方居住を切り上げて妻子とともに夫定頼宅に移住することになったが、転居する時になつて舅済政が娘母子の転居を許可せず離婚となつた、とみる。離婚の別居の原因は舅済政の娘母子転居の不許可、ということになり、高群氏の理解と真逆である。

栗原氏は、定頼と済政の不和の実相について、前記『小右記』記事を、「定頼の不穏当な行為によつて、舅済政が立腹し、妻子を夫方へ連れ出

すことを認めず、夫方の公任も妻方に理があることを認め、それを制止することができなかった」と解釈し、定頼が性格的に無責任な面があつたため舅の済政との間に何らかのいざこざを起し、妻子を自邸に連れ出すことができなくなった、とするのである。

このように高群・栗原両氏は、定頼が妻子を伴わず帰住した理由について対蹠的な解釈をしているのであるが、どちらの説が正しいのか、また第三の解釈もありうるのか、『小右記』記事を厳密に読み込んでみる必要がある。

なお、栗原氏は高群学説を根本から否定する立場から、高群氏が本記事傍線部（舅と婿のトラブルの部分）を意図的に削除する独特の史料操作によつて、高群説に都合のよい解釈をしているために、当時の実態に反する説明が可能であつたと、手厳しい批評をしている。しかし高群氏がこの部分について、「舅済政と事があつて」とトラブルの内容に踏み込んでいないのは、このトラブルが高群氏の想定する純招婿婚段階における妻子を妻家に置き去りにする離婚形態に直接影響しないと判断したからであつて、意図的な史料操作ではあるまい。「舅済政と事があつた」との理解は間違ひではない。

逆に栗原氏は「一時的妻方居住」という氏独特の婚姻慣行観にもとづいて、定頼が「一時的妻方居住」を切り上げて妻子を伴つて実家に帰住する予定であつたというが、『小右記』記事にはそのような事情を想定させる記述はどこにもないし、公任は四条宮火災後の居住空間不足によつて定頼一人でさえどこに住まわせるか苦慮しているのであるから、妻子同伴で帰住する予定だったというのは、栗原氏の思い込みである<sup>⑦</sup>。このことを差し引いたうえで、別居の原因について踏み込んだ解釈をしてい

## 二 「天下懈怠白物」の定頼

栗原氏は「性格的に無責任な面があった」「定頼の不穏当な行為によつて、舅・源政が立腹し」たことが別居の原因とみている。村瀬敏夫氏も「性格はやや軽率で、挙措に落着きがなく、とかく人の非難を受けていた」とする。たしかに定頼は遅刻をよくするずぼらな面があったが（「太懈怠人」）、単純に定頼の無責任さだけに別居の原因を求めていいものだろうか。定頼だけでなく、源政の人となりも問題にしなければならぬまい。しかしまず定頼からみていこう。

さて宮廷社会のなかで定頼に貼り付けられた「天下懈怠白物」「太懈怠人」というレッテルはどのように形成されたのだろうか（「懈怠人」は怠け者。「白物」は「痴れ者」で愚か者・馬鹿者）。

長和五年（一〇一六）四月八日、摂政道長は後一条天皇即位後の大嘗会の準備を始めるにあたって、大嘗会行事弁の巡に当たっていた右中弁定頼を「太懈怠」という理由で外し、下臈弁の左少弁源経頼・右少弁藤原資業を行事弁に定めた。道長は衆人の前で「定頼才能太賢」「博雅・文筆・管弦者」と皮肉を込めて持ち上げつつ、しかしながら「緩怠無極」「天下懈怠白物也」と口を極めて悪言を吐いた。公任は実資に、道長の悪言が世間に知れ渡ってしまったら定頼としては辛いことだと、親としての苦しい胸の内を伝えてきた。この事件以後、定頼の「懈怠」という評判は、宮廷社会に定着していく。

道長は、寛弘八年（一〇一一）七月ごろから、結婚して一年しか経っていない一七歳の定頼のことをすでに好ましく思っていなかった。一条天皇が死去してまもない七月中旬のある夜、道長の取り巻き公卿が道長宿所に集まったとき、公任・定頼父子が故一条院の葬送儀礼において「等閑」であったこと（＝参列しなかったこと）が話題になり、権中納言源俊賢は公任父子を口を極めて「誹謗嘲哂」した。俊賢は公任父子だけ

でなく実資のことも誹謗中傷していた（七月十八日条。本誌『小右記』訓読・現代語訳・注釈（稿）3参照）。八月二日の故一条院七日御齋会では、法会終了後に行われた公卿饗饌において、道長は定頼を給仕の役からわざと外したが、その処遇について、実資は日記に「左府気色不宣敷」と記している（同日条）。

長和五年（一〇一六）四月八日の道長の定頼への悪言以後、定頼はしばしば「懈怠」と評される。寛仁元年（一〇一七）十月四日、大納言実資が一代一度仁王会の行事上卿として準備にあたっていたとき、造内裏行事所の仕事と重なってしまった行事弁藤原資業が、頭弁定頼に上卿実資と行う請僧闕請補任（辞退請僧の補充）の代理を頼んだところ、定頼は体調が悪いと言って帰ってしまった。それを聞いた上卿実資はムツとして定頼を「頗る懈怠の人」と評し、定頼にあらためて参内を命じることはせず、資業に造内裏行事所から抜けて来させて闕請補任を行わせた。実資も宮廷社会で定着した「定頼＝懈怠人」というレッテルに左右されているようである。しかし定頼は藏人頭の激務をそれなりにこなしていた。

治安元年（一〇二一）十二月十三日、関白頼通から今日中に元日節会の擬侍従と暮れの荷前使を定めるよう急に命じられた実資は、午時に参内した。未時に外記政が終わるころになって、定に参加するよう伝えていた中納言源道方と参議右大弁定頼がようやく参内してきた。実資は二人を「太懈怠也」と評したが、二人は定には間に合っていたのである。

万寿二年（一〇二五）二月二日、中納言道方から、禅閣道長が「参議左大弁定頼は政始にもその後のたびたびの外記政にも、まだ参入していない。勤めなき者だ。返す返すどうしようもないやつだ」と批評していると、「密語」された実資家人大外記菅野敦頼は、このことを実資に伝えた。道長が意図的に定頼の悪評を流していることは間違いない。タイミングよく？八日後の十日、実資は大雨を冒して息子の参議資平を従えて

参内し、祈年穀奉幣定を行ひ資平に定文を執筆させ、関白頼通の内覧を経て奏聞したのだが、内覧中に参議左大弁定頼が遅刻して参入してきた（能書の定頼は定文の執筆役を務めることになっていたのであろう）。実資は「大懈怠」と不快に思ったが、定頼は「雨合羽が焼けてしまっていたので、あちこち求めまわっていたら遅参してしまいました」と弁解した。

以上から、たしかに定頼はよく遅刻して、言い訳をしてケロッとしているような男だったようだ。それを道長や実資は苦々しく思っていたのだが、定頼が政務上大きな失態をやらなかったということはあまり聞かない。道長も認める「才能太賢」なる才気で結構うまく立ち回っていたのではなからうか（『左経記』『権記』をあまりみてないので、定頼の実務能力については、他日、検討し直したい）。

定頼は「懈怠」だけでなく、若い頃には何かとトラブルを起こしていた。長和三年（一〇一四）十二月一日、三条天皇の第一皇子敦明親王家の雑人と定頼従者が激しく鬭乱し、定頼従者が宮家雑人に重傷を負わせる事件が起こった。重傷者は数日後に死亡した。大路で「乗り合い」があり、敦明親王の車の行列に対して、定頼が下車しなかったのかもしれない。事件は親王の父三条天皇に奏聞され、下山人追捕宣旨が出されたが、指名手配者のなかには定頼宅司の中務丞源光成・進士橋為通の名前もあつた。左大臣道長ははじめ定頼側の言い分を鵜呑みにして、諸司官人・進士に追捕宣旨を出すという重大事を自分に内覧しないとは何事かと怒り、天皇に担当藏人を勘事に処すことを要求するとともに、追捕宣旨を取り消させた。天皇は追捕宣旨を取り消す代わりに定頼を春日行幸行事から外すことを道長に求めたが、道長は黙殺した。これら道長の侮辱的態度に、天皇は不快感をあらわにした。定頼父公任は恐縮しながら下山人二人をとらえて差し出したが、その後の調べで定頼側に非があることが判明したので、道長は最初の処置の間違いを天皇に詫び、追捕宣

旨を召名宣旨にあらためたうえで下山人追及を続けさせた。面子を潰された道長は、何度も定頼は無能者だと罵った。天皇は道長に、定頼は「殺害人」だから行幸行事から外すように命じ、五日、定頼は行幸行事を罷免された。それは定頼にとって「面目」を失う事であった（十二月一日条〜五日条）。一年四ヶ月後の長和五年四月、道長が定頼を「大懈怠」を理由に大嘗会行事弁から外した背景には、道長が面子を潰されたこの事件の記憶もあつたであろう。

寛仁二年（一〇一八）四月一日、藏人頭定頼と殿上人らが入内してまもない「尚侍」威子（道長女）の直廬で群飲中、藤原兼房が定頼を口汚く罵辱し、足で定頼前の菓子を蹴散らすという椿事がおこった。兼房の無礼な言動に右少弁實業は定頼にすぐこの場を離れるよう促し、定頼は座を立ち他の殿上人たちもみな座を立った。兼房はなおも定頼につかみかかって冠を取ろうとしたので、定頼は逃げ出して（藏人頭の）「宿所」に閉じこもった。兼房は宿所に雨のように石を投げつけ、そのあと殿上の間に入って、居合わせた殿上人を前にますます口を極めて罵辱放言した。翌日、それを聞いた実資は、「殿上での威厳は藏人頭が率先して重んじなければならぬ。罵辱した兼房が無礼なのはいうまでもないが、定頼が激しく反応して兼房を逆上させたのではなからうか」との感想を抱いた。同日、道長は兼房父参議兼隆を呼び出して、息子兼房の参内停止を命じた。現場に居合わせた人々は、兼房の行状は狂人のようだったと語っていた（二日条）。兼房の逆上は、実資が懸念したとおり、定頼が才氣にまかせて兼房をからかい、煽ったからかもしれない。

説話ではあるが、『江談抄』（「水言抄」五九）には、藏人頭定頼が、撰政頼通が弾正大弼源顕定を嘲弄していたという作り話を顕定に伝えて嘲ったが、そのことが頼通の耳に入り、定頼は半年間の蟄居処分を受けたという<sup>3</sup>。兼房との「事件」といい、定頼には群飲の場で傍輩をから

かつてその場を盛り上げる性癖があったようで、度を超して相手を狂人のように逆上させたり、自身が勘事に処せられることもあったのである。寛仁三年（一〇一九）二月九日、春日祭の内蔵寮使を勤めた定頼が、帰洛途中、鹿を射取った供の武士に脱衣して被けた。その話を聞いた実資は、「古伝」によれば、春日参詣者は鹿を見たら吉徴とするというのに、祭使の立場にある者が鹿を射させるとはなんたること、ましてやその武士に被物をするとはなんたること、不快きわまりない、「善悪」を後世に示すために記録しておくことにする、と怒りと嘆きを日記にぶつけている。

このような定頼の行状から、定頼が「無頼者」と酷評されていたという見方がある。たしかに定頼は宮廷社会で期待される行動規範（「礼」）からはみ出した言動を平気でやらかすという点で、「無頼者」の人物評がびつたりかもしれない。しかし定頼が「無頼者」とされているのは、次の事柄においてである。定頼が実家に帰住した直後の万寿二年（一〇二五）九月、大殿道長から五節舞姫献上を命じられた右大臣実資が、参議左大弁定頼に童女柏四重の調進を依頼した。十三日に依頼を受けた定頼は翌十四日、「童女装束皆具調志」と、柏だけでなく装束皆具を調進することを自ら請け合った。すると翌十五日、定頼の父四条大納言公任から実資の許に、「童女装束は私の方で調送する。定頼は『無頼者』なので私が代わって送ることにする」との消息が届いた。その日、実資は一門の参議三人、経通・資平・定頼を招いて舞姫献上の雑事の打ち合わせをしていた。父公任が息子定頼を評して「無頼者」と言っているのであるが、定頼は父親から「無頼漢」（ならず者）「無法者」と評される程のはみ出し者だったのかと驚いてしまう。しかしここで父公任が語る「無頼者」とは、実資と公任の発言内容からみて「無頼漢」という意味ではなく、「頼る者がない」ということである。公任は定頼が

童女装束皆具調進を安請け合いたことを知って不安になり、自分が用意すると申し出たのである。どうして「頼る者がない」のか。いうまでもなく、実家に帰住して険悪な関係になった、舅である富裕な家司受領済政の経済的援助が期待できないからである。妻家を飛び出していなければ、舅済政は放言しつつも豪華な童女装束を用意してくれたであろう。

### 三 「放言・罵辱・無礼辞」の済政

それでは定頼の舅済政はどんな人物だったのだろうか。済政は道長の家司であり、家司受領として道長に経済的にも奉仕していた。道長家司の威光を傘にしばしば進済辞退をしたり、受領功過定でも何かと配慮されていた。寛弘二年（一〇〇五）には信濃国禊祭料紅花の辞退が問題になった。本来、斎院禊祭料の辞退（未進）は認められない（受領功過定をパスできない）のだが、前年の「早損」によって紅花が全滅したことを理由に、前司済政が前年十一月に「辞退」を訴えそれが裁許された（四月二十一日条）、正月十五日の受領功過定では調庸二箇年進済だけで無事合格した（同日条 亡弊国と認定されたのか）。本任放還後、新司藤原佐光との間で禊祭料紅花のことが相論になったが、道長の決裁によって新司が布で進納する色代納とすることで決着した。これに対し、大斎院選子内親王は行列の女房たちの唐衣の上に白衣を着させて抗議の意を示した（四月二十一日条）。道長家司であるがゆえに禊祭料辞退が認められ、任中二年分を進済しただけで功過定を合格したのである。

長和三年（一〇一四）、讃岐前司藤原伊祐が禊祭料未済のまま正月下旬ごろ卒去したが、新司済政は未着任を理由に進納を辞退した。しかし今度とは同じく未着任の道長家司近江守藤原惟憲が進納済みであることを知

つた道長から厳しく譴責され、濟政はしぶしぶ進濟したのであった（三月二十五日・二十九日条）。

定頼は、受領濟政の經濟力に全面依存していた。妍子の濟政宅行啓で定頼が賞せられたのも、濟政の經濟力のおかげであるし、実家帰住直後に実資の五節舞姫献上に当たって舞人装束一揃いを安請け合いましたのも、つい先頃までなら濟政の助力でたやすく負担できていた經濟感覚を引きずっていたからであろう。

さて万寿二年（二〇二五）八月、定頼が濟政女の妻と八歳の男子と二人の娘を妻家に残したまま実家四条宮へ帰った時期、濟政が宮廷でどのような言動をしていたのか、ながめてみよう。

公任が実資を訪ね、定頼の妻子離別帰住について苦しい胸の内を語った日から一〇日後の九月五日、実資は、天皇から命じられた大元帥御修法雑具損色に関する弁官（官底）調査報告（勘宣旨）を頭中将源顕基を呼んで渡したが、そのとき顕基は実資に、「濟政放言」（実資に対する無礼の詞）のことを一昨日関白頼通が耳にして非常に驚いてることを伝えた。六日、息子の参議資平が実資邸に来て、近江守濟政が同母弟の備前守経相を通して私に「実資殿が私（濟政）には思いもよらないことでお怒りになっていることを何人も人が教えてくれた。深く恐縮しているので、機会があれば実資殿に取りなしてほしい」という消息があり（資平息資房の妻は経相女）、消息には弁解の言葉が書き連ねられ、平身低頭して詫びており、実資の許可があれば資平のもとに詫びに行くとも書いていた、と伝えた。実資は、書いてることはみな演技だな、と資平に言ったが、「窮寇を追うことなかれ」（追い詰めたら何をしでかすかわからない）の喩えのとおり、許してやるか、と思った。七日、資平が頼通邸から同車して禅間道長邸に向かう車中、頼通は資平に「濟政が実資殿に対して無礼の詞を放言したということを知ったが以ての外のことだ。濟政はもともと齒に衣着せずものを言う男で（「口不打含者」）、父道長

や私に対してたびたび「罵辱の詞」を吐いている。しかしそれはみな摂関家内部の私事だ。今回は『朝議上達部』（＝国政のご意見番たる実資）に対して「無礼の辞」を吐いたというのだから、驚くほかない。権大納言（頼宗か）より他に賛同する者はいないだろう。返す返す以ての外のことだ。家司の頼任によれば、父道長の耳にも入り、父は濟政を勘当したということだ」と語った。十九日、資平は実資から、関白邸に行くついでに「濟政虚言」問題についてどうなったか聞いてくるよう言い含められていたが、言い出せる雰囲気ではなかった。

十月二日、濟政が資平邸を訪れ、「私としては慮外のことです実資殿が怒っておいでだといろんな人から伝えられ、恐縮の極みだ。私が放言などしていないことをわかっていただきたい。天が証人だ。人づてに謝罪するのは差し障りがあるが、今日関白が私に『やはり直接行って弁明しなさい。たとえ過愈ある者でも帰服したら重罪に処すことはない、というではないか。ましてや言ってもいけないことならなおさらだ』と語ってくれた。私は関白に『怖くて行けません。資平殿の所に行つて謝意を伝えて貰つてもいいでしょうか』と言うと、関白は『そうせよ』と仰せになったので、来たのだ』と言った。濟政は資平に、くどくどと弁明した。それを聞いた実資は、まったく追い詰められたこそ泥のような男（「窮寇」）だと呆れはてるが、許してやることにしよう、おそらく、大殿道長・関白頼通からしつかり叱り論されたことだろう、と思った。その二日後の十月四日、濟政が除目で近江守を重任したことを聞いた実資は、それが本当なら「賢政」というべきか、と日記に記した。「放言」の濟政への道長の寛大な処遇に対する怒りを秘めた皮肉である。

濟政は実資について「放言」し、一月近く経つて資平を通して詫びを入れてきたというのだが、何を放言したのかはわからないが、濟政はひどくうろたえている。妻子を置き去りにして定頼が実家帰住したことにいらついていた濟政が、摂関家の家子・家司らと群飲したとき、公任・

定頼に対し罵辱の放言をしたついでに、罵辱の矛先を実資にも向けたのであろうか。ちようど、かつて寛弘八年（一〇一一）七月、俊賢が道長近習公卿たちを前に公任・定頼を嘲罵辱したついでに実資まで誹謗したように。道長家の家子・家司たちが集まると、何かと小野宮の人たちを誹謗中傷することを着に飲み笑い騒いでいたのであろう。

長元二年（一〇二九）七月十九日、頭中将源隆国が右大将実資に、誰かから聞いたこととして、相撲召合で音楽を停止する年でも「内取」（練習）始めの日には勝負楽をすと言っていたと報告してきた。実資は、断じてそんなことはない、音楽を止めよとの宣旨が出ているのだから近衛府が勝負楽を挙行したら違勅罪ではないか、先に左近衛府が音楽を挙げたからみんな驚き嘲った、まったく奇怪なことだ。先日誰かが実資に、関白邸で済政が楽なき年でも内取始めの日には楽を挙するのだと言っていたと告げた（済政はかつて左少将を勤めた）。実資は、「不覚者」済政め、受領の分際で公事に口出しするな、と思った。四年前の済政の「放言」のことが頭をかすめたことであらう。

こうしてみると、定頼には「懈怠白物」という問題があるが、済政には道長であろうが頼通であろうが実資であろうが、飲みの席などで権力者・実力者を罵辱して憚らない「放言」癖があったのであり、定頼の性格だけに別居の原因を求めるのは酷であることがわかる。

#### 四 『小右記』記事の解釈

そこで先ほど中断した『小右記』記事、「済政為大弁鎮<sup>（多）</sup>多不義、亦有無面目之事等、不可制止、所陳有理、諸人普外聞敷、無誹謗敷」の解釈にもどらう。大日本古記録本校訂者は、「鎮」を「陳力」と傍書している。この記事は、公任の会話内容の引用に続けて記した部分である。「陳」とした場合、舅済政は婿定頼に対して婿として不誠実な行いが多いと不満

を述べており、公任からみて、（定頼の言動に）済政に対して申し訳ない事があったので、公任は妻子同伴を認めないという済政の怒りを宥めることができなかつた、済政の言い分に『理』がある、すでに世間に知られているのだらうか、世間から誹謗されたいだらうか、と、栗原氏のような解釈になるだらう。記事はすべて公任の発言内容、不義が多いことを理由に追い出されるのは定頼、申し訳なく感じるのは公任、静止できないのは公任、理があるのは済政、ということになる。

しかし「済政為大弁陳多不義」の記事を「済政、大弁として不義多しと陳ぶ」と読んで、「済政は大弁が自分に対して不義が多いと陳べている」と解釈するのは、やや苦しいように思われる。

まず「為」（ために）であるが、「為」はここでは「くに対して」の意であり、済政を主辞とする同じ用例が『小右記』万寿二年（一〇二五）九月七日条のなかに三つある。すなわち①「済政為上達部放無礼詞事」、②「済政」為禪室并我度々致罵辱詞、③「済政」為朝議上達部致無礼辞」であり、三例とも主辞（済政）は賓辞（無礼・罵辱）の行為が主体である。『小右記』の中で他に同様の例を求めると、④永延二年（九八八）二月二十八日条「右府（藤原為光）為余（実資。以下同じ）多動讒舌云々」、⑤正暦四年（九九三）六月十一日条「故）彼相府（為光）為余触事無恩」、⑥「故殿（実頼）眷顧相国（為光）、而（相国）為余無一分志」、⑦長保元年（九九九）十月三十日条「今日主人（道長）為余有和顔」、⑧寛弘八年（一〇一一）七月十九日条「俊賢為下官近日頗有讒舌」、⑨長和元年（一〇二二）四月十六日条「左大臣為我（三条天皇）無礼尤甚」、⑩寛仁元年（一〇一七）十月二日条「帥（隆家）為下官芳心殊深」、⑪万寿二年（一〇二五）二月十三日条「前帥（隆家）為我（敦儀親王）有芳心」、⑫万寿二年十一月十一日条「各（五節舞姫献上に出車調進などした人々）為余有芳心」などがあり、すべて主辞は賓辞（すべて讒舌・無礼・芳心など毀誉褒貶）の行為が主体であり、

賓辭の前に置かれた用言（動詞・形容詞）は「有」「無」が多く（⑤⑥⑦⑧⑪⑫）、他の動詞では「放」（①）、「致」（②③）、「動」（④）がある。「無」以外の形容詞の場合は賓辭の後に付く（⑨「尤甚」、⑩「殊深」）。問題の記事「多不義」は形容詞「多」が賓辭の前に付いているが、後付けと同じく「不義多し」と訓じてよい。すなわち「○○為××△△△△」（○○・××は人物）という構文の場合、○○が××に対して△△△△を行うのであって、問題の記事についての栗原氏の解釈のような、○○（濟政）が××（定頼）のことを△△△△（多不義）とする、という用法はみあたらなかった。

ここで私は「鎮」を、底本の「鎮」のまま読んでみたいと思う。しかし「鎮」を「しずかに」「しずめて」などと読むことはできない。『小右記』には、本条の「鎮」と同じと思われる用例が三例ある。以下、記事をあげて解釈してみるが、「鎮」だけはわざとそのままにしておく。

A 早速訪送予州刺史、其病体似邪氣、鎮陳謬言云々、

（寛弘二年〔二〇〇五〕四月七日程）

実資は病床の伊予守高階明順のもとに見舞いにやつた。病気は邪氣にとりつかれているようだった。「鎮」に間違ったことを口走っている、ということだった。この鎮を「しずかに」とか「しずめて」と読むわけにはいかない。

B 敦頼・・・云、鳳輦・葱花等間、前々不定、為之如何者、予云、節会行幸及元三内行幸用鳳輦、而所司不存前例、鎮供鳳輦、又無事啓、或相府仰可供鳳輦之由云々、

（長和三年〔二〇一四〕五月十日程）

大外記菅野敦頼が実資に、「行幸のとき鳳輦を使うか葱花輦を使うか、前々からはつきりしません。いかがいたしましょう」と指示を求めた。実資は、「鳳輦を使うのは節会と正月三が日の行幸のときだけだ。なのに担当官司殿寮は前例をわきまえず、「鎮」に鳳輦を使っている」と語った。この鎮も「しずかに」とか「しずめて」とは読めない。

C 又案主身人部保武陣府之間不見、鎮住摂津国、亦非乘競馬之者、可被補者、答云、利延辞申之由左府有命、不可敢申左右、又保武能非騎御馬之者、就中不仕者也、

（長和三年六月十五日程）

右近衛府の案主身人部保武は陣（警備担当の月華門||右近衛陣）にも府（右近衛府庁舎）にも勤務せず、「鎮」に摂津国に居住しており、競馬の乗尻を勤める者でもありません。替りを補任しましょうか。この鎮も「しずかに」とか「しずめて」とは読めない。

そこで『諸橋大漢和辞典』で「鎮」を引いてみると、一番目の意味に「つねに、ながく」をあげ、用例として『紅樓夢』の「鎮日無心、鎮日閑」（つねに日心なく、つねに日閑かなり）の一節をあげている。最近、『将門記』を読み直していて、「（藤原玄明）鎮奪往還之物、為妻子之稔の一節に出くわした。真福寺本・楊守敬旧蔵本ともに「鎮」に往還の物を奪ひて妻子の稔とほほとなし」と訓じ、岩波思想大系本頭注は『金光明最勝王経音義』に「鎮、ツネニ、止己之奈」とあるとする。

『小右記』のA・Cの「鎮」も「つねに」と読むのが一番しっくりするように思われる。すなわちAは邪氣に取り憑かれ「つねに」謬言を口走っている、Bは節会でもないのに「つねに」鳳輦を使っている、Cは陣にも本府にも勤務せず「つねに」摂津国に居住している、と解釈するのが妥当である。問題の記事の「濟政為大弁鎮多不義」も同様であり、

前記した「〇〇為××△△」の用法に照らし合わせれば、「済政、大弁のためにつねに不義多し」と読むべきである。前記の「為」の用法にしたがえば、主辞「済政」は賓辞「多不義」の行為主体であるから、問題の記事を訳せば「済政は定頼に対してつねに不義が多い」とするのが妥当である。済政の放言癖・罵辱癖から考えて、済政が邸内でつねに定頼を罵辱していたことが容易に想像できるであろう。

次に「済政為大弁鎮多不義、亦有無面目之事等」の「有無面目之事等」についてみていこう。栗原氏の解釈では、「定頼が済政に対して合わせる顔がないような恥ずかしい行いをした」ということになる。しかし『小右記』の用例をみると、長徳三年（九九七）四月十七日条「奉為（花山）院太無面目」は、院司らの濫行が花山院に対して体面を傷つけた（花山院に恥をかかせた）、ということであり、寛弘五年（一〇〇八）

十二月十五日条「為日欽太無面目」は、内裏御仏名の初夜御導師を勤めるはずだった日欽が一条天皇の突然の仰せによって降板させられたことが「日欽に対して非常に体面を傷つけ、恥をかかせた」のであり、長元元年（一〇二八）七月四日条「近日無宜府生、從役之間為府無面目」は、右近衛府に有能な府生がいないので、宮廷儀礼で府生が任務につくと右近衛府に対して体面を傷つけ恥をかかせることになる、ということである。三例とも「〇〇為××無面目」であり、〇〇が原因になって、××が世間に対して面目を失うのである。翻って「済政為大弁鎮多不義、亦有無面目之事等」の構文において、「鎮多不義」と「亦有無面目之事等」は「為大弁」に対して並列の関係にあるから、「無面目」を問題にしているここでは、「鎮多不義」をはずして「済政為大弁有無面目之事等」すなわち前記三例と同じ「〇〇為××無面目」のかたちにして、解釈することが可能になる。先の三例にしたがえば、済政が定頼に対して面目を失わせる（世間に恥をかかせる）ようなことがあった、ということになる。

公任が済政に面目ないと感じるということではないのである。放言癖・罵辱癖のある済政なら、定頼が世間に顔向けできなくなるような罵辱をしてぜんぜんおかしくない。こうしてあらためて『小右記』記事を引用して私の解釈を示せば、次のようになるろう。

晩頭按<sup>（栗原公任）</sup> 察立寄談話之間時刻多廻、左大弁去本処可住四条宮、焼亡之後無可然之屋、亦有三間廊、可住件廊者、但不可具妻子、済政為大弁鎮<sup>（鎮多）</sup>多不義、亦有無面目之事等、不可制止、所陳有理、諸人普外聞歎、無誹謗歎、

〔『小右記』万寿二年〔一〇二五〕八月二十四日条〕

八月二十四日の宵の口、権大納言公任が訪ねてきて二人で何時間も話し込んでしまった。公任は「定頼が舅の済政邸を出て我が家の四条宮に帰ってくるようになった。我が家は火事のあとなので、定頼を住まわせる適当な建物がないが、三間廊があるのでとりあえずそこに住ませようと思っている」と語った。ただし妻子は連れて来させない。済政は定頼に対していつも義を欠く言動を繰り返し、定頼の体面を潰されることも多々あり、もう我慢できないから妻子を連れずに済政邸を出るという定頼の決断を思いとどまらせることはできなかった。この公任の話を聞いて実資は、公任が語った定頼の帰住について、もっともだと思った。同時に実資は、定頼が済政邸を飛び出すことが世間の人たちの間にもう広まっているのだろうか、誹謗されることはないだろうか、心配した。傍線部「所陳有理」以下は、実資の感想・懸念である。私の解釈では「不義」をなすのは定頼ではなく済政なのであり、済政の放言・罵辱によって「面目」を潰されたのは定頼だったのであり、公任は済政邸に妻子を残したまま定頼が帰ってくることに反対しなかったのであり、実資

表 高群・栗原・下向井3者の記事解釈の相違点

	婚姻形態	定頼帰住理由	定頼の妻去理由	誰が誰に不義	誰が誰に面目ない	公任は何を制止しなかった	誰が理ありと判断
高群	純招婿婚	舅婚のトラブル	離婚慣行による公任の指示	——	——	——	——
栗原	一時的妻方居住婚	定頼の無責任さ	舅・濟政の不許可	定頼が濟政に	公任が濟政に申し訳ない	濟政の妻・同伴不許可を	公任が濟政に
下向井	——	濟政の不義(放言)	舅の不許可・定頼実家焼亡	濟政が定頼に	濟政が定頼の面目を潰す	定頼の濟政宅飛び出しを	実資が公任定頼に

は公任の語る話を「理」ありと受け止めた。実資は定頼が濟政邸を飛び出して実家四条宮に帰ったことで、世間が誹謗中傷することを心配したのであった。

こうして栗原氏の史料解釈とは正反対と言つていいほど大きく異なる実情が明らかになった。定頼の実家帰住の直接の要因は、舅・濟政が婿定頼に対して放言・罵辱・誹謗中傷など耐えがたい言動をしていたことであつた。もっともこれは実資が同情した公任・定頼父子の言い分であり、濟政からすれば、世間から評価される定頼の歌・書・管弦の「才能」、道長から疎んじられる定頼の「懈怠」が気に入らなかつたのであろう。

ここまで書いたあとで、満田みゆき氏「相模伝記考―大江公資・藤原定頼との関係をめぐって―」（『和歌文学研究』四七号 一九八三年）を知つた。そこには『濟政為大弁陳多不義、亦有無面目之事等』と息子に科なしとする公任の語氣を信じれば定頼夫妻の危機は義父・濟政に起因するようだ。「濟政放言記事などから」濟政が定頼別居の原因になつたことは想像に難くない。公任の言葉は多少の身贖戻は差し引い

ても、なお真相に近いと言えよう」と、これまで私が構文の用例をいくつもあげながら苦心してくどくどと述べてきた解釈が、いともさらつとしかも的確に語られている。「陳」については私見とは違つたが、「陳」でもよいような気がしてきた。「多くの不義を陳ぶ」と訓めばよい）、大筋は私の解釈と同じであり、私の小論は満田氏の解釈をなぞつたにすぎないことがわかつた。ちよつとショックだつた。国文学の重厚な研究を早くに参照しなかつたことを反省している。

おわりに―定頼が妻子を連れて帰らなかつたわけ

以上の記事解釈によつて当時の婚姻破綻に対する社会通念から公任が許可しなかつたという高群氏の理解は間違ひであつたことがわかつた。それでは定頼が妻子を実家に連れて帰らなかつたのはなぜか。理由は二つあるだろう。

一つは、婿定頼に立腹した舅・濟政が、娘と孫（定頼妻子）を連れて行かれることを拒んだ、ということである。婿定頼と舅・濟政の不和の責任を栗原氏は定頼の無責任さだけに求めているが、濟政の罵辱放言にいたたまれなくなつた定頼が飛び出したというのが真実に近い。連れて帰りたくとも濟政に拒絶されてできなかったのである。同伴帰住の拒絶という点だけは、栗原氏の解釈が正しかつた。もう一つは、実家四条宮が火事で焼け妻子と同居する建物になかつたから同伴しようにもできなかった、ということである。この二つの理由は、この別居事例が婚姻史上の特定の別居（離婚）形態として位置づけられるものではないことを示すものである。妻子を連れず飛び出したことが世間に知れたら誹謗されるのではないかと実資が心配しているのは、高群氏の想定とは逆に、本来なら妻家から帰住する際には妻子同伴というのが社会通念であつたからである。定頼は間が悪いときに、舅と喧嘩をしたものだ。

しかしここで定頼「妻」の意向が、実資たちからも高群・栗原両氏からも全然問題にされていないのはどうしてだろうか。別居について彼女の意向は全く顧慮されなかったのだろうか。女性史研究は、この「定頼の離婚」の事例から、家長長制のもとで女性の意向が圧殺されていたことに目を向ける必要がある。「うへの御もとかれぐになり給ひてのち、ひめ君のみゝずがきをかきてたてまつれ給ひける返事に」の詞書をもつ「あさゆふにわがなでしこの花の色をかれぐになるそでぞつゆけき」（一七八）の歌は、定頼と妻の仲むつまじかった様子が偲ばれ、妻との別れが引き裂かれたものであり、妻にとつても定頼にとつても本意ではなかったことがうかがわれる。森本氏は「母に対して疎遠になった父のもとへ、幼い娘がたどたどしい字で歌など書いて送ったのである」、「愛児への断ちがたい思いを察することができる。『かれがれになり給ひてのち』という表現からすれば、おそらくその後ふたび夫婦としての生活に戻ることはなかったのである」、「そのうち妻は他界し、子女たちは父のもとに引き取られたのではないだろうか」とする。「うへうせ給ひてのち、わかかなを人のたてまつれたまへりけるを見たまひて」の詞書を持つ、「いにしへのかたみにつめるわかかなゆゑ見るこのめにもみつなみだかな」の歌（一三二）は、先だつた妻への定頼の恋慕の情が伝わってくる。定頼の四条宮帰住の一ヶ月後、案の定、済政は実資について放言した。公任・定頼に対する罵辱からはじまって誹謗の詞が実資に及んだのである。実資の心配したとおりになつたが、そこで実資は不気味に沈黙を守つた。それは公任・定頼を守ることに繋がる、小野宮流の矜持であつた。済政の放言を聞き知つた関白頼通があわてて取りなし、道長が済政を勘当し済政が実資に資平經由で間接的に謝罪することで一件は落着した。このようなことがあると、済政は公任・定頼父子について放言しにくくなる。実資は、済政放言問題の処理過程で自分の存在感を道長・頼通そして済政に見せつけることで、済政に定頼罵辱を自肅させ、定頼が

世間の笑いものになることから救つたのである。

その後の定頼と舅済政との関係がどうなつたのかまだ調べがすすんでいないが、妻家に置き去りにしたこの時点で八歳だつた男子は成長して定頼嫡男経家となり、藤原教通女を室とし、頼通庶子定綱を養子とした。父と同じく和歌・管弦に秀で、正三位権中納言にまで昇つた。

この定頼帰住問題を女性史や婚姻史のなかにどう位置づけていいのか私にはわからないが、この事例についての高群氏の解釈も栗原氏の高群もどちらも正しいものではなかつた。またこの事例による栗原氏の高群婚姻史批判的を射たものではなかつた。かくいう私は、婚姻史の勉強もせず、定頼についての国文学の評伝にもあたらずに、筆のおもむくまま書き殴つてしまつた。ここでは「こぼれ話」ということで許していただくことにして、後日、機会をみつけて補正したい。

（二〇一三年八月二八日成稿、一〇月八日補訂）

## 註

- ① 『平安時代史事典』（角川書店 一九九四年）「藤原定頼」（島田良二氏執筆）、横野廣蔵編『平安人名辞典—長保二年—』（高科書店 一九九三年）、永積安明校訂『十訓抄』（岩波文庫 一九四二年）など参照。いったん脱稿したあと、村瀬敏夫「藤原公任傳の研究」（『東海大学紀要』二号 一九五九年）、森本元子『私家集の研究』（明治書院 一九六六年）第一章『定頼集』に関する論考、柏木由夫「藤原定頼年譜考—その前半生について—」（鈴木一雄編『平安時代の和歌と物語』桜楓社 一九八三年）、同「藤原定頼年譜考—その後半生について—」（『大妻国文』二四号・二五号 一九九三年・一九九四年）、古瀬雅義「自撰本『定頼集』の成立とその背景」（『国文学攷』一二六号 一九九〇年）など、国文学の重厚な研究があることを知つた。できるだ

け本論に取り入れようと努めたが、成功してはいない。他日を期したい。定頼の生年は正暦三年（九九二）説（『公卿補任』）と正暦六年（九九五）説（村瀬氏・柏木氏ら）があり、辞典類は後者に拠っている。

(2) 高群逸枝『招婿婚の研究一』（『高群逸枝全集』第2巻 理論社一九六六年）

(3) 前掲註(2)高群『招婿婚の研究一』第七章第七節「純婿取婚期の離婚」

(4) 『平安時代の離婚の研究』第四章第二節「平安中期」（弘文堂 一九九九年）

(5) 私には婚姻史・女性史について論評する資格はないので、本記事の理解についてだけ批評することと定める。なお服藤早苗「書評 栗原弘著『平安時代の離婚の研究』（『総合女性史研究』一九九〇年二〇〇二年）が栗原説を批判的に論評しており有益であるが、本事例についてのコメントはない。

(6) この挿話は、前掲古瀬註(1)論文で知った。古瀬氏は定頼の塾居期間を、『小右記』などに蔵人頭としての活動が見られない寛仁三年（一〇一九）後半とし、この塾居期間に自宅に籠もって自撰本『定頼集』を編集したと推測する。この自宅とは済政邸であり、自宅に籠もる婿定頼と舅済政がどのように接していたのか興味深いところである。

(7) いつも座右に置いて便益を蒙っているので恐縮であるが、前掲註(1)榎野『平安人名辞典』『藤原定頼』の項。

(8) 同様の用例に、『小右記』万寿四年（一〇二七）十二月十六日条（実資が）「以別納所米施給僧俗男女、是窮困無頼者等也」（困窮して頼る者が<sup>無頼</sup>ない）、同長元四年（一〇三二）七月七日条（実資家家司）<sup>知</sup>道被定広瀬使、……但無頼者難勤遠使乎」（頼る者がないので広瀬使を勤めることができない）がある。

(9) 以下、齋院禊祭料および済政紅花辞退問題については、拙稿「撰

開期の齋院禊祭料と王朝国家の財政構造——『小右記』を中心に——（『九州史学』一五六号 二〇一〇年）参照。

(10) 名例律不義条でいう「不義」は八虐の八つめであり、本主・本国守・師を殺したり、史生使部以下が所属官司五位以上長官を殺すなどの重罪を指すので、下の者（ここでは婿定頼）の上の者（ここでは舅済政）に対して道に背く行為をしたと思いがちである。しかし『小右記』の用例をみると、長保元年（九九九）十月十二日条に「改葬暇可請七今日、然而近代不此間出仕似不義、仍請治病假」、長和二年（一〇

一三）七月十四日条に「若内令禁穢、外聞可無便、可謂不義、似背文法敷、以不參可為善、必有謗難敷如何」がある。前者は、実資が亡妻婉子女王の改葬にあたって改葬暇は七日間とらなければならぬが、近代では改葬暇の期間出仕しなかつたら「不義」とみなされるので「治病假」をとった、というものである。後者は左少将定頼が外祖父昭平親王の暇内であるのに天皇の召しにより相撲召合に出仕しようとしていることに対し、父公任が実資に意見を求め、実資は、もし天皇が定頼の穢を禁じたとしても、外聞はよくないし「不義」であり規範に違反しているし、出仕しないのがよい、出仕したら必ず謗難があるだろう、と回答した。いずれも宮廷社会で非難される正しくない行為という意味で使われている。本記事は、済政が定頼に対して正しくない行為（放言・罵辱）を行っている、と解釈できる。

（付記）小論は最初「定頼の離婚」という表題で準備していたが、執筆するなかで、これを離婚と言っていないのかどうかわからなくなったので、表題・本文ともに離婚の語を他の語に置き換えた。なお、本稿は、中国新聞カルチャー教室の二〇〇六年五月二十七日の講義で史料Bを、同年一月四日の講義で史料Cを読んで、「鎮」を「つねに」と読むことを知ったことをきっかけに構想したものである。